

平成 21 年第 5 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 21 年 11 月 26 日（木曜日）

平成 21 年第 5 回臨時会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 21 年 11 月 26 日（木曜日）午前 10 時 00 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報告第 1 号 専決処分報告（平成 21 年度補正予算）  
日程第 4 議案第 1 号 平成 21 年度富良野市一般会計補正予算（第 10 号）  
日程第 5 議案第 2 号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について  
議案第 3 号 富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について  
議案第 4 号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
議案第 5 号 富良野市職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎出席議員（18 名）

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐々木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	菊 地 敏 紀 君		16 番	東 海 林 剛 君

◎欠席議員（0 名）

◎説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	細 川 一 美 君	保 健 福 祉 部 長	高 野 知 一 君
経 済 部 長	石 田 博 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 専 門 学 校 長	登 尾 公 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 監	中 田 芳 治 君

総務課長 若杉勝博君

企画振興課長 鎌田忠男君

教育委員会教育長 宇佐見正光君

財政課長 清水康博君

教育委員会委員長 児島応龍君

教育委員会教育部長 伊藤和朗君

監査委員 松浦 惺君

公平委員会委員長 島 強君

選挙管理委員会委員長 藤田 稔君

監査委員事務局長 鈴木茂喜君

公平委員会事務局長 鈴木茂喜君

---

◎事務局出席職員

事務局長 藤原良一君

書記 大津 諭君

書記 澤田 圭一君

書記 日向 稔君

書記 渡辺 希美君

午前10時00分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました、平成21年第5回富良野市議会臨時会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) 直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

佐々木 優 君  
東海林 剛 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出のありました、議案第1号から第5号及び報告第1号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、本臨時会に出席を求めた説明員及び通知のあった説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

○議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長(菊地敏紀君) -登壇-

議会運営委員会より、本日をもって招集されました、平成21年第5回臨時会が開催されるにあたりまして、本日委員会を開き、運営について審議をした結果について御報告を申し上げます。

本臨時会に提出されました事件数は、6件でございます。

その内容は、市長よりの提出案件で補正予算1件、条例改正4件、報告1件でございます。

委員会では、会期を本日1日間とし、案件の審議を願うことで意見の一致を見ております。

よろしく御協力を賜りますようお願いを申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

### 日程第3

#### 報告第1号 専決処分報告(平成21年度補正予算)

○議長(北猛俊君) 日程第3、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る10月15日付で、平成21年度富良野市一般会計補正予算について、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ237万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億970万円としたものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページの下段でございます。

10款教育費は、学校保健安全法及び北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づき実施いたしました、布礼別小学校の飲用水の水質検査において、学校及び教職員住宅などに飲用水を供給する井戸水から、基準値を上回る硝酸態窒素が検出され、これに対応するための布礼別小学校浄

水装置設置工事費で237万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6、7ページ上段でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で237万7,000円の追加でございます。

以上、平成21年度富良野市一般会計補正予算の専決処分について御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

御発言ございませんか。

6番今利一君。

○6番（今利一君） ただいま御説明ありました、布礼別小中学校の浄水装置の件でありますけれども、これを取りつけることによって、硝酸態窒素がどれほど除去されるのか、全部除去されるのかですね、その辺の部分というわゆる学校でこういった自家水路というか、そういうふうな格好の学校はあるのか、その辺をお聞きたいというふうに思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長（伊藤和朗君） 今議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、今回の浄水器の設置によりですね、硝酸態窒素は全部除去されるのかということでございます。

この除去装置につきましては、今月末から来週中には何とか設置をできるという予定でございます。

事業所等との協議、これでは全部の硝酸態窒素が除去できるということではなく、その数値が下がるということで、約50%程度の数値はですね落ちてくるだろうということで、この装置を設置するところでございます。

それから、飲用井戸ですね、この井戸水を使っている学校でございますが、市内の学校では、この布礼別小中学校と布部の小中学校が井戸水を利用してですね、給水を行っているということです。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

○6番（今利一君） 布部が1箇所、このほかにあるということですが、この硝酸態窒素の部分でですね、市の方としての基本的な考えというか、例えば、今数値としては1リッターに12グラム含まれている硝酸態窒素については、この除去装置を使うというふうな考えですが、あくまでも、これは基準の一つであって、本来はなければならない方がいいというふうな僕は考えているのですが、基本的な考えをお聞きたいというふうに思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長（伊藤和朗君） 再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、こういう硝酸態窒素等の物はずね、数値としてはないというふうには、それは望ましいというふうには考えておりますけれども、水道法とかですね、先ほど説明した学校安全保険法、さらには北海道飲用井戸水等の対策要綱、これに基づいて水質検査を実施してございましてですね、この基準値、硝酸態窒素については、10ミリグラム以下をもってですね、適応、飲用水の適用というふうなですね、基準もでございます。

この検査につきましてはですね、定期的な検査を実施しておきましてですね、基本としてはないのが望ましいですけれども、10ミリグラム以下であればですね、適正というふうなですね判断がございまして、10ミリグラム以下の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

---

日程第4

議案第1号 平成21年度富良野市一般会計補正予算（第10号）

---

○議長（北猛俊君） 日程第4、議案第1号平成21年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 一登壇

議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ1,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億2,838万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

2 款総務費は、廃止されておりました生活保護費の母子加算が、平成 21 年 12 月より復活することとなったことに伴う、住民情報システム修正委託料で、37 万 8,000 円の追加でございます。

3 款民生費は、母子加算分の生活保護費で、142 万円の追加でございます。

4 款衛生費は、新型インフルエンザのワクチン接種について、優先接種者のうち、低所得者を対象に、接種費用の助成を行うための、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金と事務経費で、1,689 万 1,000 円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして 6、7 ページでございます。

11 款地方交付税は、普通交付税で 462 万 9,000 円の追加でございます。

15 款国庫支出金は、生活保護費負担金と、生活保護適正実施推進事業補助金で、144 万 3,000 円の追加でございます。

16 款道支出金は、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費補助金で、1,261 万 7,000 円の追加でございます。

以上、平成 21 年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**○議長（北猛俊君）** これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

8 番岡本俊君。

**○8 番（岡本俊君）** 衛生費のですね、新型インフルエンザのワクチン接種についてなんですが、予防接種法がですね、94 年に改正されまして、1962 年から始まった法律ですが、それで、集団設置が任意になったということで、いまほとんど全国的にやられていないのですが、今回の新型インフルエンザでは、全国的に見るとですね、集団接種を行うという自治体が増えております。

または医師会が中心になってですね、1 カ所に医師を集めて集団接種をして、医師の軽減負担とか、そういうことが行われているわけですが、今回のワクチンもですね、今日の道新にもありましたように、貴重なワクチンでむだをできるだけ少なくするという、そういう指摘もありました。

富良野市としてですね、この集団接種に関しては小学生含めて、どのように考えてどのように検討されたのかをですね、お聞かせを願いたいというふうに思います。

私としてはですね、やはり集団接種をしてできるだけ多くの人たちにワクチンを打つことによって、感染が広がらないと思いますし、ワクチンの無駄も少なくなると思いますが、その点についてお聞かせ願いたいと思いま

す。

**○議長（北猛俊君）** 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

**○保健福祉部参事監（中田芳治君）** 岡本議員の質問にお答えいたします。

集団接種の 1 点目でございますけれども、必要性ということでございますけれども、御存じのように今回の新型インフルエンザにつきましては、あくまでも予防法に基づいたものではなくて、あくまでも個人接種という形で進めてきているところでございます。

ワクチン含めまして、接種時期ですとか、そういったものを含めてですね、国の主導の中で、道を通じて進めている。

そして、ワクチンの値段も含めてですね、国が直接医師会と契約をしながら進めているというのが現状でございます。

そういった、いま議員言われたとおり、全国の市町村の中では集団接種という進め方をしているところもあるかと思っておりますけれども、富良野市としましては、あくまでも国が進める中で順次進めていく。そして、さらにそのワクチンの言われていることにつきましては、大瓶、小瓶の話かなというふうに理解はしておりますけれども、少なくともそういった 24 時間以内に使い切らなければいけないということもあることから、協会病院の一部でございますけれども、そういったことのないように有効活用を図るために、接種日を決めて、完全予約制でございますので、受け付けた中で、その瓶が使い切る接種日を決めて、順次ワクチンを投与していると、こんな現状にございますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（北猛俊君）** よろしいですか。

8 番岡本俊君。

**○8 番（岡本俊君）** いま、国の指導に基づいてという話ですが、やはり住民の生命を守るというのは、自治体も大きく責任があると思うんですよ。

ある部分では、全国的に見て、その自治体としての判断若しくは地域の医師会の判断ということもあろうと思っております。

そういうことになっていくとですね、もっと僕は積極的に市は関わるべきだというふうに思うんです。

改めて、国の指導のもとという部分と、地方自治体の持つその判断というか、その辺をですね改めてそういうどういう基準で国の指導、富良野市の意志というのはどこにあるかということをお聞きしたいと思っております。

ですから、その辺を改めて聞きたいと思っておりますし、もう一つは今回の接種に関してですが、協会病院とか、いくつか病院があるというふうに思いますが、その病院はどのように対応してですね、逆に言えば、市として、少なくともこの新型インフルエンザに対する PR の方法だ

とか、そういう部分でも関わっていかないとですね、私はいけないというふうに思っていますが、あらゆる面でこの新型インフルエンザに関するですね、市の関わり方というのはどのように検討されたのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

○保健福祉部参事監（中田芳治君） 再質問にお答えしたいと思います。

いま、岡本委員が言われた部分につきましては、あくまでも国が指導する中で道を通じて、道が直接その、医療機関に指示をするって言いますか、通知をするような形の中で進んできている状況が一つございます。

行政としては、この、同じく国が進める中で、予防接種の助成金あるいはその広報としての進め方という部分では、先般、議員協議会を開かせていただいた後に11月10日付けで朝刊にチラシを入れるなり、あるいは今回改めてまた12月の広報に、皆さんに周知していくという形で、あくまでも完全予約制でございますので、受ける受けないという部分につきましても、個人の意思に従うものということが大原則でございます。

しかしながら、行政としてはその必要性和認識を含めた中で、広報活動の中で、改めてですね、その必要性を皆さんに知らせてまいりたいと、このような形で進めていくところでございます。

以上でございます。

（「協会病院」と呼ぶものあり）

○保健福祉部参事監（中田芳治君） 失礼いたしました。

今その、病院のやり方云々かんぬんにつきましては、大変申しわけございません、今のところ協会病院の情報のみでございます。

恐らくワクチンの有効活用という部分では、今後そういった形につながっていくのではないかと、あくまでも予想でございますけれども、改めてですね、いま言われたことに対して、また調査も含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

○8番（岡本俊君） いや、あのですね、私は行政の主体性ということも必要だというふうに言ってるんですよ。

つまり、医師会ともこういうことに関して無駄にならないように、どうしたらいいのでしょうかとか、PRの方法だとか、やはりそういうことに富良野市はですね、かわっていく必要があるっていうふうに思うんですよ。

ですから、ある部分では国に言われて道の指導のもとというのはですね、それは答弁する側としては、それは型どおりの答弁だというふうに思うんです。

私は富良野市として、この新型のインフルエンザにどう取り組むかという、その姿勢の問題だというふうに思うんですよ。

ですから、私は積極的に医師会と相談しながら、どのように、無駄ないように、そして多くの市民の皆さんに接種していただく方法だとかということ協議すべきだというふうに思うんですよ。そういうことをやっていますかって言っているんですよ。

そういうことをベースにして今回の提案だったら、まだしもわかりますよ。

そういうことを私はしっかりやる必要があるんじゃないかというふうに思いますし、逆に言えば、子供たちも接種するわけですよ。

そしたら、学校を通じながらしっかり、朝刊に広告を入れるということじゃなくて、学校を通じながら、PR、保護者に連絡するとか、いろんな手立てってのがあると思うんですよ。

かかってしまってから大変だ、じゃなくて、やはりこれは予防ですから、そういう部分では、私は富良野市はもっと積極的にこの問題に対してかかわって、やはりいい、あるべき方向に進めていく必要があるんじゃないかということをお聞きしてるわけなんです、その辺に関してはどうなんでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 岡本議員の再々質問にお答えをさせていただきますと思います。

この新型インフルエンザについては、これはもう、今年の春メキシコから発した課題というふうに受けとめておりまして、それぞれ国なり、あるいは都道府県なり市町村なり、その動向を見きわめながら、その対策をどうするかということで、富良野市におきましても、それぞれ担当部局が中心となって進めてきた経緯がございます。

その中で、いま御質問あった富良野市としての考え方はどうなんだと、こういう現況でございますけれども、富良野市としてはもう既に、メキシコの発する時点から、市民PR、広報を通じて相当、手洗い励行あるいはうがい励行については周知徹底、最高限度まで私は、進めてきたと、このように感じているところであります。

そういう状況の中で、国が新型インフルエンザの状況ということで、4段階か5段階に分けてそれぞれ優先順位を決めて、それぞれ新型インフルエンザの周知を、都道府県なり、富良野市におきましては駐在する保健所、上川支庁における福祉部保健の出張所が中心となって、もちろん今御質問あった医師会なり、市町村とですね、そういう横の連携なり、あるいは、対象者における状況の把握なり、そういう運動展開を現在してきたというのが経緯でございます、本市におきましても、そういう

状況を受けた中で予算計上をさせていただいたと、こういう中身でございまして、それぞれ受ける市民の方々も、任意という形でございますから、それぞれの周知の中です、それぞれの理解のもとに、これを実施していただくと、そういう形でございまして、それぞれ新型インフルエンザの状況づくりの中です、再度、広報なり、あるいは、あらゆる機会を通じて周知の徹底をさせていただきます。

このような状況になっているということだけは御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 総務管理費と民生費、二つともあの、母子加算に関すること、母子加算、先ほど説明ありましたように、母子加算の復活による予算の執行だというふうに思うんですけども、政権が変わったことで、この制度が復活したわけですけども、以前は子育て応援手当などのように、せっかく決まったことが、残念ながらなくなってしまふ。

いろいろ世間が変わったことによって今後いろいろそういう問題が出てくると思うんですけども、市長は、どのようにそういう、今までになかった制度がいろいろこう変更され、このことも含めてですけど、このことですけれども、いろいろあると思うんですけども、総体含めてどのようにお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 31 分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の佐々木優君の質問でございしますが、内容が幅広かったため答弁の内容調整をさせていただきました。

今回の補正にかかわる分での影響ということで御答弁をいただきます。

保健福祉部参事監中田芳治君。

○保健福祉部参事監（中田芳治君） 佐々木優議員の御質問にお答えしたいと思います。

生活保護費支給事業費ということで、母子加算にかかわる御質問ということで、お答えをさせていただきます。

この母子加算につきましては、平成 17 年度から段階的に廃止されてきてまして、この母子世帯に、いわゆる生活保護の母子世帯に係る部分について、非常にその必要性があるということで、今回の政権交代によりまして新たに復活したものでございます。

したがって、この制度で復活によりまして、今回発生する世帯におきましては、総体的に 17 世帯月の所要

額にしまして、おおむね 35 万 5,000 円というようなことで、12 月からの支給でございますので、3 月までの 4 カ月分ということで、今回の 142 万円を提案させていただいたところでございます。

これによりまして、この母子加算はこの世帯におきましては非常に重要な金額であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 17 世帯の方にいくばくかのお金、本当に大変な世帯に援助ができてよかったなというふうに思っております。

僕が、質問の本旨は何かというと、先ほど岡本議員も言っておられた通り、国にすべて右倣えで今まで行ってきたその、この制度も、いいものはいい、悪いものは悪いという立場をとるべきではないのかなという思いがあったから、前回でいいますと子育て支援、応援手当は、あるまちではそのまま実施したまちもある、そういうような考え方をできれば聞きたかったなという思いがあったからです。

この問題についてはそういうことで了解いたします。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 2 号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について

議案第 3 号 富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 4 号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 5 号 富良野市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第 5、議案第 2 号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について、議案第 3 号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第 4 号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一



部改正について及び議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

**○副市長（石井隆君）** -登壇-

議案第2号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成21年8月の人事院勧告に対する国及び北海道の対応等を参考に、富良野市議会議員の期末手当支給率を改めようとするものでございます。

内容につきましては、条例第6条第2項に規定されております期末手当について、6月に支給する場合には100分の215を100分の195に、12月に支給する場合には100分の235を100分の220に改めようとするものでございます。

附則は、施行期日に関する規定で、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第2号と同様、平成21年8月の人事院勧告に対する国及び北海道の対応等を参考に、市長及び副市長の期末手当支給率を改めようとするものでございます。

内容につきましては、別表第3の市長及び副市長の期末手当について、6月に支給する場合には100分の215を100分の195に、12月に支給する場合には100分の235を100分の220に改めようとするものでございます。

附則は施行期日に関する規定で、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第2号及び第3号と同様の理由により、教育長の期末手当支給率を改めようとするものでございます。

内容につきましては、第4条第3項の教育長の期末手当について、6月に支給する場合には100分の215を100分の195に、12月に支給する場合には100分の235を100分の220に改めようとするものでございます。

附則は施行期日に関する規定で、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例等の一

部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第2号から議案第4号までと同様、本年の人事院勧告を参考に、職員の給料、職員の期末、勤勉手当の支給支給率等を改めようとするものでございます。

内容につきまして、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、12月に支給する職員の期末、勤勉手当の支給割合の改定で、期末手当については、第20条第2項の100分の160を100分の150に、勤勉手当については、第21条第2項第1号の100分の75を100分の70に改めようとするものと、行政職給料表別表第1及び教育職給料表別表第2を改定しようとするものでございます。

第2条は、労働基準法により、割増し賃金に係る規定が改定されたことに伴い、給与条例に第15条第2項を新たな規定として追加しようとするもので、月60時間を超える超過勤務手当の一時当たりの支給割合を100分の150にしようとするものでございます。

また、第20条第2項の6月に支給する職員の期末手当の支給割合を、100分の140から100分の125に改めようとするものでございます。

なお、第20条第3項及び第21条第2項第2号の改正は、再任用職員の期末勤勉手当の支給割合について改めようとするものでございます。

第3条は、給与構造改革を実施した平成19年条例第33条3号、富良野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正し、減額改定対象職員となっている職員について、今給与改定についても適用するよう取り扱いを改めようとするものでございます。

附則第1項は施行期日に関する規定で、平成21年12月1日から施行しようとするものでございますが、第2条の超過勤務の支給割合及び6月に支給する期末勤勉手当に係る規定につきましては、平成22年4月1日からしようとするものでございます。

附則、第2項は平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する、特例措置に関する規定で、12月手当の支給割合、及び、減額改定対象職員の手当基礎額となる給料月額算出方法を定めようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（北猛俊君）** これより順次本件4件の質疑を行います。

初めに、議案第2号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正についての質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** なければ、以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 先ほどと同じ趣旨で質問いたしますけれども、もともと健全化計画で多くの職員の皆さんに給料削減して、健全化計画ということで減らしております。にもかかわらず、人事院勧告ということで、それに準ずる、必ずしもそれに統一しなければならないということはないというふうに理解をしているんですけども、その辺のお考えをしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 佐々木優議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号の富良野市職員の給与に関する条例の部分でございますけれども、今回の条例改正等につきましては、8月段階で国の人事院勧告が出されたということでございます。

本市といたしましても、市の職員等の給与改定に当たりましては、独自の形の部分で給与改定等はこれまでも実施してございません。いわゆる調査機関を含めまして、そういった機構がございませんので、人事院勧告制度等も導入されていないということから、私どもは、従来から国の人事院勧告を参考にしながらですね、職員等の給与との改定をされてきたということでございます。

今回の人事院勧告については特に、民間事業者等の部分においてですね、給与等においても、官民の部分では約0.22%程度の格差、あるいはボーナス等でも4.17カ月ということで大幅に減額がされている状況ということで、人事院勧告がなされたというふうに私ども判断をしております。

そういう状況中で、やはり本来市の職員等におきましては、富良野市独自の調査機関というものがない中においては、国の人事院勧告制度を参考にしながら、民間較差という部分からも判断をしながら改定をさせていただいておりますので、今回においても同様な考えというふうにとらえてございますので、以上で説明とさせてい

たきます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 現在やっているその、健全化計画の削減というのがまだ不十分というふうな判断なんではないでしょうか。

きょう市政執行方針持ってきましたけれども、その中には地方分権という言葉がたくさんありまして、1ページの下の方には、地方分権改革の一層の推進によって自主自立ということがはっきりとうたっているわけで、それとの整合性が僕は理解できないわけですけども、市長の答弁になろうかと思えますけどよろしくお願いたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

ただいま財政健全化という部分での御質問というふうに思っておりますけれども、私どもといたしましては、平成20年度から富良野市の部分での財政健全化計画を立てさせていただきまして、その中におきまして、身の丈に合った歳入歳出、そういった中での財政の方向づけをさせていただいたかというふうに思っております。

当然、給与等含めましての職員等の独自削減という部分で行ってきてございますけれども、やはり、給与等の改定に当たりましては、官民格差ということをも十分重視をしながら、市民の理解の得れる、そういった給与改定というのは当然あるべき姿というふうに考えてございますので、そういった中から今回の改定というふうにとらえてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） この間職員の皆さん、国の補正予算なんかの突然の予算において非常に激務が続いているというふうに僕は思っております。

よそのまちはよそのまちですから、よそのまちの話をするのはよくないかもしれません。でも、東川の、新聞に載った記事ですけども、東川町の松岡市郎町長は、人勸に準じない。

その理由として、町は既に各種手当て抑制や計画以上の職員削減にも取り組んでいる。職員たちは多数のイベントや政府の補正予算による事務増量にも対応してくれ、町民にも理解してくれるはずというふうなことで、東川町ではこの人事院勧告を受け入れないということを表明しております。

そういったことに対して、こういう町もあるわけです。

先ほど言ったように職員のみなさん本当に苦勞して職務に当たっておりますし、こういうことを言って、僕が

もしこの職員だとすれば、こういう、首長がこういう発言をしてくれたら本当にもっと、今がだめだというわけではないですけど、もっと仕事に熱を入れて頑張ってくれるのではないのかな、こういう時代こそ、職員の皆さんが本当に頑張って地域の再生っていうか、地域の経済活性化のために働いていただきたいなというふうに思うわけで、それらについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

同じようなお答えになろうかと思えますけども、やはり市民の目線から市の職員の給与のあり方ということ等も、これはあるかと思えます。

そういった中におきましては、市といたしましては、独自の給与改定に対する調査機関ございませんので、人事院勧告を参考としながら、改定としての提案というふうにお受けとめたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件4件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件4件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件4件は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会 宣 告

---

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程を終わり、本臨時会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第5回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時48分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 11 月 26 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 佐 々 木 優

署名議員 東 海 林 剛